

議案第2号

石垣市中央運動公園・近隣公園・サッカーパーク「あかんま」指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 石垣市中央運動公園・近隣公園・サッカーパーク「あかんま」 |
| 2 指定管理者となる団体 | 兵庫県神戸市中央区京町79番地
日本ビルヂング704
リンクワークス・沖縄ダイケン・やまと庭樹園 共同事業体 |
| 3 指定の期間 | 代表企業 株式会社linkworks 代表取締役 廣瀬琢也
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

令和7年1月30日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

市民サービスの向上、スポーツ振興の推進を図るため、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。